

下野市中小企業者等 原油価格・物価高騰対策支援金

受付期間

令和5年8月1日(火)～令和5年11月30日(木)

※当日消印有効。

交付内容

原油価格・物価高騰の影響を受けている方の事業継続を支援するため、支援金を交付します。

法人

10万円

個人

5万円

※令和4年度に申請した方も対象。申請は法人・個人ともに1事業者1回限り。

主な交付条件 ※詳しくは商工観光課窓口にあるチラシ・市のホームページをご覧ください。

中小企業者（法人、個人事業主、フリーランス等）及び中小企業者と同規模の特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人で以下に当てはまる事業者

①市内に主たる事業所を有すること

《法人》 市内に本社を有すること

《個人》 市内に事業所を有すること

（市内外問わず事業所を持たない場合は、市内に住所を有すること）

②令和5年8月1日時点で事業を行っており、今後も継続する予定であること

③令和4年分の事業収入が100万円以上あること（令和4年以降の新規事業者については、年間の事業収入が100万円以上見込めること）

※以下のものは対象外とします。

- ・農業、不動産業または太陽光発電事業による収入
- ・性風俗関連特殊営業を行う事業者、暴力団等に関する事業者
- ・公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、各種協同組合 など

商工観光課



申請書取得方法・申請方法

支援金の詳細や申請書は、市役所3階商工観光課窓口または市のホームページから取得できます。

申請書類一式を下記の宛先へ郵送してください。

《郵送先》〒329-0492 下野市笹原26番地 下野市役所 商工観光課 商業グループ 宛

■問い合わせ先

商工観光課 商業グループ ☎ (32) 8907

イベント

お知らせ

募集

就職

相談